

## 第 32 回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会

# 「根本的な受動喫煙対策推進」宣言

「タバコの消費及びタバコの煙にさらされることによる健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から、現在と将来の世代の健康を保護する」ために、世界保健機関(WHO)が 2005 年に発効させた「タバコ規制枠組条約」では、消費が減少するまで課税すること、サービス産業を含むすべての屋内を完全禁煙とすること、包装及びラベルの警告表示の強化など、包括的な対策を締約国に求めています。

根本的な受動喫煙対策の実現のためには、非喫煙者を保護する受動喫煙対策に加えて、その発生源である喫煙者を大幅に減らすことが必要です。具体的には、欧米の先進国のように 1 箱の価格を 1,000 円以上に上げること、画像付きの警告表示やプレーンパッケージを導入するなど、インパクトのある政策が求められます。

わが国では、たばこ事業法の存在により政策的にタバコが保護されているため、総合的な喫煙対策が推進されていません。受動喫煙対策は、2003 年に施行された健康増進法により公共的な空間の禁煙化が進み、2020 年に全面施行された改正健康増進法により、飲食店等の禁煙化も進み始めました。しかし、多くの人たちが今も「望まない受動喫煙」で苦しんでいます。喫煙可能店や喫煙目的施設で働く人達、空港や駅の喫煙室、屋外の喫煙コーナーを清掃する人達、飲食が可能な加熱式タバコ専用室で働く人達、公園や路肩での喫煙や歩きタバコによる被害者、集合住宅のバルコニーや戸建て住宅の庭先での喫煙による被害者、上司が喫煙する業務車両に同乗する部下、保護者が喫煙する自家用車内の子ども達です。

さらに、家庭内で加熱式タバコを使用することで、たとえ家族にその自覚がなくとも子ども達が二次曝露の被害をうけていることも証明されました。加えて、国会と地方議会に残っている多数の喫煙室が議員の禁煙を阻害し、わが国の政策決定を妨げていることも指摘されています。

これらの課題を解決するために、私達は受動喫煙防止の法規制と実効性の強化に加えて、根本的な目的である喫煙率の低減につながる包括的な対策の推進に、全力を尽くすことをここに宣言します。

2023 年 2 月 26 日

第 32 回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会大会長

日本禁煙推進医師歯科医師連盟会長

第 32 回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会

大和 浩

齋藤 麗子

参加者一同